

「県議定数三名削減」意見陳述

平成十八年九月二十八日 浦口こうてん

皆さん、おはようございます。議長のお許しを頂きましたので、ただいま木村知事より提案されました議案第百六十二号「和歌山県議会議員の定数及び選挙区において選挙すべき議員の数」を定める条例の一部を改正する条例案に対しまして、私浦口高典が条例改正請求者であり、「新生わかやま県議団」を代表して意見陳述を行わせて頂きます。

なお議長のお許しを頂きましたので、資料を二枚配布しておりますので、ご参照いただければ幸いに存じます。

今回直接請求致しました条例改正案は、二月議会において我々「新生わかやま県議団」が上程致し、三月十七日の議会において否決されたものであります。

この時点で、全国四十七都道府県の条例定数は、法定上限数を八・三％下回っており、法定上限数四十六の和歌山県の場合、三ないし四の削減ということになりますが、各選挙区における議員一人あたりの削減

の人口格差を極力少なくするということも合わせて考え、橋本市を
現行の定数二から三に増やし、逆に伊都郡 新宮市を定数二から一に
有田郡 日高郡を定数三から二に、各選挙区でそれぞれ一減らすこと
により、議員一人当たりの人口格差も田辺市二万六千二百二十一人に対
し新宮市の三万三千七百七十五人で最大格差が一・六四倍におさま
るため、定数を法定上限数の四十六から四十三に三削減を主張いた
すものであります。

今回県民署名運動において条例改正可能な有権者の五十分の一、
つまり一万七千二百六十二人を大きく上回る県下八市町にて二万八
千七十一人の署名を四月二十四日から県議補欠選挙の休止期間（六
月十四日から七月三十日まで）を挟み、八月十一日までの間わずか
二カ月で、多大な協力を頂きました皆様方にこの場をお借りして心
より厚く御礼申し上げます。ありがとうございました。

この予想を大きく上回る反響は、多くの県民の皆さんが非常に定
数削減問題に重大な関心を持ち、心から削減を望んでいることの表
れであると思います。それだけに今議会での我々県議会議員の言動
は注目されています。どうか和歌山県の将来を見据えた上での議員
の皆さん方の良識あるご判断をよろしくお願い申し上げる次第でご

ございます。

これから、「新生わかやま県議団」が条例改正を目指す理由を資料にそって述べさせて頂きますが、まず資料①―Aをご覧ください。

これは、全国四十七都道府県別の人口減増率順と同議員定数 それに平成十八年度予算にしめる地方税額の割合であります。

ここでは、あえて本格的な「人口減少時代への突入」ということで、増減率でなく減増率という言い方をしました。現に平成十二年から十七年の五年間で減少した県は三十二県にもなり、中でも既にご存知の通りわが和歌山県は、秋田県に次ぐ人口減少率が全国第二位で、しかも三%以上減少しているのは、この二県だけであります。

ちなみに今年三月末に「新生わかやま県議団」として青森市に「コンパクトシティ構想」等の視察に行ったとき、市の担当職員から聞いたのですが、本州最北端の県庁所在地青森市では、一昨年の十二月から昨年三月までの合計降雪量が十メートル四十三センチ、その除雪費だけで年間三十億円以上かかるということでした。そのような豪雪地帯の青森市を含む青森県よりも和歌山県は、人口減少率が大きいということでもあります。

全体を見て頂ければ一目瞭然ですが、和歌山県をのぞく人口減少県三十一県では当然のこととして定数削減をしておりますが、中でも三十番目の岐阜県では、法定上限数が六十一に対して条例定数が和歌山県の法定上限数と同じ四十六と実に二十四・六%、四分の一近く削減しております。しかも人口は和歌山県の二倍以上の二百七十七万七千二百九十三人です。

さらに、三十三番目の京都府以下東京都まで人口が増加している予算に占める地方税額の割合が和歌山県よりずっと高い都府県（沖縄県を除きますが）においてさえ定数を削減していることが、これを見て頂ければよくわかります。

この点をまずふまえて頂き、資料⑤をご覧ください。これは先の我々「新生わかやま県議団」が条例改正請求者署名簿集めの際に県民の皆様にご覧頂きたりしたものです。裏面の「県民署名運動を進める四つの理由」を、ご覧頂きながら説明させて頂きます。ただし、これは本年三月の時点に基づいておりますので、訂正をしながら述べさせて頂きま

す。

まず、一番目として、四十七都道府県で法定定数から一人も定数

を削減していないのは 既に皆さんご存知のとおり 現在は和歌山県のみであります。

このことに対して、七月十九日に行われました公明党県議団の定数二削減条例改正臨時議会においての自民党県議団 共産党県議団、県民クラブの三会派代表の反対討論の中で「分権型社会の創設が叫ばれる今 全国横並びにする必要はなく 和歌山県独自の定数のあり方を考えるべき」との意見もございましたが、これは後に述べます「紀の国森づくり税」のときには 今回とは逆にそれを進める自民党県議団を中心としたメンバーが、確か全国で十四の県で既に決まっているので和歌山県も決めるべきだ、と他県と比較して言ったことと矛盾していないでしょうか また 配布資料①—Aの平成十八年度の予算に占める地方税額の割合が 例えば東京都のように七十二%、また神奈川県のように六十三・二%というように高ければそれも言えるでしょうが、和歌山県のように十六・四%と大変低い割合では他府県と比較してその方針を決めざるを得ないのではないのでしょうか。

二番目に、県は行財政改革の一環として五年以内に知事部局の五千二百七十人を千四百人、約二十七％削減しようとしており、また、平成十六年十月から始まった市町村合併において、首長は五十人から三十人に、議員は七百四十五人からここでは四百八十人となっておりますが、九月一日現在、さらに削減し四百七十二人と実に二百七十三人、三六・六％も削減しております。この点についても先の反対討論において、県議会議員定数の現状維持という論点ばかりが目立ちましたが、特に我々がいう削減の対象になっている選挙区で、地域住民の視点に立ち地域の持続可能な繁栄を考えるのであれば、このように首長、市町村議員も削減されたのですから、県議会議員の現状維持だけではなく県職員の現状維持という点についても、もっと強く当局に言及すべきではないでしょうか。このように県や市町村が厳しい財政状況の中、合理化を図っているのに対し、県議会のみが聖域とされ、議員数を残すという甘えは果たして許されるものなのでしょうか。

三番目に、定数配分の最大格差が二・三倍あることが挙げられます。伊都郡二万九千八百七十七人、橋本市六万八千五百二十五人で共に

定数二 また 橋本市より人口が少ない有田郡五万四千四百五十二人で定数三 というのはどう考えてもおかしいし 納得できません。我々は闇雲に定数を削減しろと主張してはいません。現に旧那賀郡は定数三でしたが 現在の定数は 紀の川市三 岩出市二となり 結果として三から五に定数は二増しておりますし このことについては、我々なんの反対も致しておりません。

しかし 最大格差二・三倍 しかも伊都郡 橋本市と隣接する地域においてあきらかにこのような人口格差を許していいのでしょうか。

三月十七日に 我々「新生わかやま県議団」の三名削減条例案が否決され 現状維持の定数条例が可決されたあと すぐに橋本市議会の全議員が 当時の吉井議長のもとに 反対決議書をもってこられたことは 既にご存知の通りであります。しかし その後も怒りがおさまらず 我々「新生わかやま県議団」が 条例改正運動を行っていることを知り 五月末に私のもとに代表の世話人の方から「どのような署名活動をしているのか説明に来てくれ。」と電話がございました。それで 去る六月五日 橋本市議会の会議室に伺うとそこには十数名の市議会議員が集っておられ、約二時間この定数問題について説明を求

められました。その結果、市議会議員の一人ひとりの判断でということ、今回この署名活動にも自主的に参加してくださったことを併せてご報告致しておきます。

この選挙区ごとの定数の割り振りについては、署名期間中、橋本市以外の方からもどう考えてもおかしいとよく言われました。そして、その内容について詳しく県議会の状況を説明致しますと、皆さんあきたるように「それは、お手盛りだ」と怒りをあらわにされることが何度もありました。

四番目は、「昨年十二月議会で自民党県議団を中心にした議員提案により、県民の皆さんから年間二億六千万円の『紀の国森づくり税』を五年間に渡り徴収する条例を議会の多数決で決めた」ということであります。地方分権の時代、議会の積極的役割として、その地域にあった独自の条例（ルール）をつくり、地域をより良い方向に導いていくことは我々「新生わかやま県議団」も大いに賛成であります。しかし、そのためには議会としてまず条例づくりのためのきちんとした検討委員会を設け、徹底的にそこで議論をし、基本的に全会一致して条例案をつくるのが他府県で行われているシステムであります。

しかし悲しいかな 和歌山県議会においてはそのような検討委員会も設けずこの『紀の国森づくり税』は数回の勉強会ののち「はじめに条例制定ありき」と議会の約三分の一の反対を押し切って可決させてしまいました。しかもこれは 全国で初めて県議会が県民に對して税金をかける条例をつくったという大変重大な出来事であり
ます。

その重大さを賛成にまわった方のどれだけの方がお感じになっ
ているのか甚だ疑問であります。県民の皆さんに税金という負担を
強いるのであれば 何故 潔く定数削減を自ら積極的に進め 遅れば
せながら県民の皆さんに範（手本）を示さないのでしょうか。県内
の民間企業の多くが依然として厳しい経済状況の中にあり、また個
人においては税負担の増大感がひしひしと感じられる中、県議会の
みが自らの状況に甘んじ その立場にしがみついておりますれば 最
終的には県民の皆さんからの信頼が大きく損なわれる結果になりは
しないでしょうか。

昨年の秋からこの「紀の国森づくり税」や「定数削減問題」まで 議

会人として大変大きな課題を投げかけられ、また、その度に我々「新生わかやま県議団」は県民の立場に立ち、毅然とした態度で臨んで参りました。しかし、これは県議会において不毛の対立を助長することが目的ではなく、皆さん枕詞のように述べられる地方分権時代における県議会自身のあり方そのものを問われていると思います、真摯な姿勢で臨んできた次第であります。議会には執行権はありませんが、議決権という大きな権限があるだけに良識ある選択をしていかねばなりません。

最後に、個人的な見解をひとつ述べさせて頂きます。今年二月に尾崎要二議員が会長をつとめられます和歌山県議会日華親善議員連盟で、台湾を訪問し李登輝前総統にお目にかかり、約一時間お話を伺いすることができました。そこで李氏から、「現在の台湾の繁栄の基礎には、日本統治下、日本人から学んだ日本精神がある。その日本精神とは、大和魂と武士道である」という主旨のお話を伺い、身震いするほど感激を致しました。

日本に帰ってきて、早速書店で李前総統の書かれた『「武士道」解題』ノーブレス・オブリージとは』（実物を示して）この本を買い、

むさぼるように読みました。ここでは内容は詳しくは申しませんが田原総一郎氏が解説の言葉を借りると「李登輝が日本の現状を憂い『指導者』たるべきものの心構えを『ノーブレス・オブリージユ』をキーワードに説いた作品」であります。

「ノーブレス・オブリージユ」とは「高い身分地位に伴う義務」であります。「紀の国森づくり税」や「定数削減問題」において指導的立場にある者つまり我々県議会議員は自らを律し 県民に対して納得の出来るきちんとした説明義務を果たすべきであると強く感じました。

いずれにしましても、この定数削減問題を契機により良い議会が構築されることを心よりお祈りいたしまして、条例改正請求代表者としての意見陳述と致します。

◎都道府県別人口減増率順と同議員定数

平成18年9月15日 現在

減増率 昇順	都道府県名	減 増 率 H12~H17 (%)	減 増 人 口 H12~H17 (人)	H17国調 人口 (人)	削減率 (%)	減員数 (人)	法 定 上 限 数 (人)	条例 定 数 (人)	地方税額 /H18予算 総額 (%)	備 考
1	秋 田	-3.7	-43,808	1,145,471	6.3	3	40	45	13.3	48
2	和歌山	-3.2	-33,851	1,056,064	0.0	0	34	45	16.4	46
3	青 森	-2.6	-39,100	1,436,628	7.7	4	52	48	17.4	51
4	長 崎	-2.5	-37,893	1,478,630	11.5	6	52	46	13.5	51
5	島 根	-2.5	-19,868	742,135	7.5	3	40	37	11.4	39
6	山 形	-2.3	-28,031	1,216,118	10.2	5	49	44	17.7	46
7	山 口	-2.3	-35,389	1,492,575	7.6	4	53	49	22.1	53
8	岩 手	-2.2	-31,143	1,385,037	5.9	3	51	48	14.9	51
9	高 知	-2.2	-17,738	796,211	4.0	2	41	39	13.0	41
10	鹿 児 島	-1.9	-33,050	1,753,144	3.6	2	56	51	15.6	
11	新 潟	-1.8	-44,337	2,431,396	9.1	6	66	60	20.9	61
12	愛 媛	-1.7	-25,288	1,407,824	9.6	5	52	47	21.4	50
13	徳 島	-1.7	-14,134	809,974	2.4	1	42	41	19.1	42
14	福 島	-1.7	-35,712	2,091,223	4.9	3	61	50	24.2	54
15	宮 崎	-1.5	-17,014	1,152,993	6.3	3	48	45	14.7	45
16	奈 良	-1.5	-21,420	1,421,367	15.4	8	52	44	22.8	48
17	佐 賀	-1.2	-10,252	866,402	4.7	2	43	41	18.2	41
18	香 川	-1.0	-10,829	1,012,261	2.2	1	46	45	25.0	
19	鳥 取	-1.0	-6,342	606,947	5.0	2	40	38	13.1	38
20	北海道	-1.0	-55,638	5,627,424	5.4	6	112	106	19.2	110
21	熊 本	-0.9	-17,204	1,842,140	15.5	9	58	49	20.2	55
22	大 分	-0.9	-11,553	1,209,587	8.3	4	40	44	18.5	46
23	福 井	0.9	-7,355	821,589	4.8	2	42	40	19.8	
24	長 野	-0.8	17,116	2,196,012	7.9	5	63	58	25.9	
25	富 山	-0.8	-9,249	1,111,602	4.3	2	47	45	24.2	9月議会で改定予定
26	石 川	-0.6	-6,883	1,173,994	4.2	2	48	46	31.1	
27	茨 城	-0.4	-10,653	2,975,023	12.2	9	74	65	33.5	65
28	山 梨	-0.4	-3,641	884,531	11.6	5	43	38	21.6	42
29	宮 城	0.2	-6,329	2,359,991	6.2	4	65	61	31.2	63
30	岐 早	0.1	-2,447	2,107,293	24.6	15	61	46	27.8	49
31	広 島	-0.1	-2,153	2,876,762	8.3	6	72	66	32.2	70
32	群 馬	0.0	0.0	2,024,044	16.7	10	60	50	27.7	56
33	京 都	0.1	3,132	2,647,523	10.1	7	69	62	33.2	
34	大 阪	0.1	11,929	8,817,010	6.7	8	120	112	38.2	112
35	岡 山	0.3	6,228	1,957,056	5.1	3	59	56	31.1	56
36	二 重	0.5	9,827	1,867,166	12.1	7	58	51	32.8	51
37	栃 木	0.6	11,636	2,016,452	16.7	10	60	50	29.0	54
38	静 岡	0.7	25,064	3,792,457	12.9	11	85	74	41.0	78 12月議会で改正予定
39	兵 庫	0.7	39,807	5,590,381	16.2	18	111	93	28.6	9月議会で改定予定
40	福 岡	0.7	33,427	5,049,126	14.6	15	103	88	34.8	
41	埼 玉	1.7	115,683	7,053,689	21.7	26	120	94	37.7	
42	千 葉	2.2	129,874	6,056,159	17.0	20	118	98	46.0	
43	滋 賀	2.8	37,511	1,380,343	7.8	4	51	47	28.9	47
44	愛 知	3.0	211,132	7,254,432	11.7	14	120	106	49.9	
45	沖 縄	3.2	42,610	1,360,830	5.9	3	51	48	15.0	
46	神 奈 川	3.5	300,968	8,790,900	10.8	13	120	107	63.2	107
47	東 京	4.2	506,761	12,570,904	0.8	1	128	127	73.0	
48	全 国	0.7	830,972	127,756,815	9.7	302	3,104	2,802	-	-

※備考欄の数は改正前の定数等

